

産業建設委員会会議録

1 日 時 令和8年7月1日（水曜日）

開会 午前11時 5分

閉会 午前11時37分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

（出席） 委員長 加藤 保博
委 員 大月 真一
委 員 三宅 啓介
委 員 津神 謙太郎

副委員長 太田 善介
委 員 溝手 宣良
委 員 深見 昌宏

（欠席） なし

（その他出席者） なし

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長 小原 純
同主幹 関藤 克城

同次長 日笠 哲宏
同主幹 岩佐 知美

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長 吉田 理子
総合政策部長 入野 史也
総務部長 三宅 伸明
産業部長 西川 茂
建設部長 平田 壯太郎

政策監
政策調整課長
財政課長
農林課長

難波 敏文
林 啓二
岡 真里
中 山 知輝

6 付議事件及びその結果 別紙のとおり

7 議事経過の概要 別紙のとおり

8 その他必要な事項 別紙のとおり

産業建設委員会審査報告書

令和8年7月1日

総社市議会議長 三宅 啓介 様

産業建設委員会
委員長 加藤 保博

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
議案第53号	令和8年度総社市一般会計補正予算（第3号）	原案を可決すべきである

開会 午前11時5分

○加藤保博委員長 ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、先ほどの本会議において付託されました案件の審査を行います。

議案第53号 令和8年度総社市一般会計補正予算（第3号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

農林課長。

○中山知輝農林課長 議案第53号 令和8年度総社市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、住民訴訟の提起に伴い必要となります経費を計上するものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ750万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ344億6,650万円とするものでございます。

それでは、便宜歳出から御説明を申し上げますので、予算書の10、11ページを御覧ください。

第6款農林業費、第1項農業費、第2目農業総務費、第12節委託料750万円につきましては、訴訟代理人となる弁護士への着手金でございます。

続きまして、歳入につきまして御説明いたしますので、8、9ページへお戻りください。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整でございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 失礼いたします。

まず、これ、着手金ということですよね。（旧）日本弁護士連合会報酬等基準における算定方法を参考に算出するといったことでこの金額なんですけど、着手金であるということは、当然、これ、裁判が進んでいくと、さらなる追加費用が発生するというふうに考えたらいいいんですかね。そのさらなる追加費用が発生するとしたら、どういった金額が出てくるのかというのをちょっと教えていただけたら助かります。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 溝手委員の御質問にお答えさせていただきます。

着手金ということで、裁判に関わる費用ということになりますが、裁判が進んでいきまして、最終的なものにつきましては、例えば勝訴した場合については成功報酬とか、そういったものがかかってくるようになります。

以上でございます。

○加藤保博委員長 よろしいですか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をしました。

私の質問自体も難しい質問だったんですけど、先ほど産業部長が本会議場で、仮の話には答えられないみたいな感じだったんですけど、勝訴した場合には成功報酬が発生。勝訴で成功報酬が発生する。勝ったら追加が要るんですね。負けたら何か費用負担しなければならないイメージがあるんですけど、勝っても結局費用が発生するんですね。承知をいたしました。

加えて、これは、ちょっと本当、初歩的な質問なんですけど。

これ、あくまで弁護士費用じゃないですか。これ、裁判になって、どうしても総社市として弁護士を立てなければならないんですかね。弁護士を立てずに裁判を争うということも可能なのではないかと思いますので、そこをちょっと教えてください。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 裁判につきましては、当然、弁護士を立てなくてもできないことはないです。ですが、やはり専門的な知見であるとか、そういったもの、裁判をやっていく上には、かなりの専門的な知識であるとか労力が必要となってまいりますので、それを職員で行うということがかなりの負担になるというところで、やはり弁護士に委託をするということで、今回、予算計上させていただいておるというものでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 よろしいですか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 私も、ちょっと聞き方が難しいんですけど。

なかなか一つの裁判で、しかもこの裁判の内容というのは、損害賠償請求ではなく、損害賠償請求をなさいということですよね。だから、この裁判に、さっき、仮の話というのが繰り返し出てくるんですけど、仮に勝とうが負けようが、損害賠償請求するかどうかはまだ市として決めてないんですよね。すみません、ちょっと確認をさせてください。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 本当に現状でどうなるかというところは、正直分からないところでございますけれども。実際に、損害賠償の部分がどうなるかというところにつきましては、やはり判決を見ないと分からないところもありますので、今後の裁判の状況を見ながらということになろうかと思っています。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません。本当に分かりにくいし、何か答えにくいだろうし、それこそ仮の話にばかりなってしまうんだとは思いますが。だから、損害賠償請求をなさいという判決にな

ったとして、損害賠償請求をしなかったらどうなるんですかね。

○加藤保博委員長 副市長。

○吉田理子副市長 溝手委員の御質問にお答え申し上げます。

今、起こされている訴訟が、住民訴訟のいわゆる4号訴訟と言われているものですが、これに関して地方自治法においては、判決が確定した場合においては、長、今回でいうと市長ですね。執行機関たる市長は、その判決が確定した日から60日以内に損害賠償金または不当利得の返還金の支払いを請求しなければならないとされております。さらに、実際に返還金等が支払われない場合には、普通地方公共団体は当該損害賠償等に関してを目的とする訴訟提起しなければならないとされてますので、判決が確定された場合には請求をしなければならないということになります。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 もう本当にすみません。しなければならないということは理解をいたしました。

じゃあ、本当、仮の話ばかりで申し訳ないですけど、損害賠償請求をしなければならないからしたときに、今度はそれにもし応じないということがあったらどうなるんですかね。

○加藤保博委員長 副市長。

○吉田理子副市長 溝手委員の御質問にお答えします。

支払われないというのは、その判決が確定して60日以内に損害賠償金または不当利得の返還金が支払われない場合ということですけども、そのときは市としては、この支払いがされるように市として今度は訴訟を提起する。つまり、その支払い先である、今回であれば市長、副市長、それからそうじゃ地食公社に対して訴訟を提起する。これもしなければならないとされていきますので、そのような運びになるかと思えます。

○加藤保博委員長 溝手委員は、本来、総社市が請求をしなかったらということを先ほどお聞きしなかったですかね。

じゃあ、しばらく休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時21分

○加藤保博委員長 では、休憩を閉じて会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません。この算出方法に基づいて750万円ってことなんですが、仮に例えば探したら、こんな金額じゃなくって、もっと安い金額で受けてくれるという弁護士がいらっしゃったりはしないんでしょうか。という、だからそういったところを探すという気はなく、もうどこに、この日本弁護士連合会に所属していなければとかというのがあるんじゃないかなと思うんですが、弁護士にもいろんな団体というか、いろんな方がいらっしゃると思うんですが。もう最初から、これに決まってるからこれだけ払うというふうに決めるのも、これも市民の税金から成り立つ

予算なので、もし安くできるところがあるのであれば、そこを探すというのも一つの手かなと思うんですが、そういった動きはあるのかないのか。仮に、それもやっぱり現実的じゃないとか、時間が間に合わないとか、何かそういった理由があるのかを教えていただければと思います。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 確かに、税金の有効な使い方として、御心配いただいていることはよく理解しております。

今回、予算につきましては、この日本弁護士連合会の報酬等の基準を参考に予算要求をさせていただいておるところでございますが、実際にはこういった金額を参考に、各事務所で金額については定めることとなっておりますので、当然これより安いところ、高いところというのは各事務所によって出てくるという状況でございます。市のほうとしても、行政訴訟とか住民訴訟の分野において豊富な経験とか実績を有する、専門性の高い弁護士を選定したいというふうに考えておりますので、さらに事務所の金額とか、そういったのも御相談しながら選定をしていきたいというふうには思っております。一般的なそういう事務所の標準的な経費ということで、今、予算を算定しておりますので、そういったものというふうに御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 ちょっと補足させていただきます。

この住民訴訟は、回答の期限とかというのが決められておりますので、できるだけ早く決めないといけないというのがございますので、それも含めて検討してまいりたいと。

○加藤保博委員長 溝手委員、よろしいですか。

（「質疑としては、はい」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長 他に質疑はございませんか。

太田副委員長。

○太田善介委員 ちょっとこの前提となる部分の話なんですけど、今回の請求金額というのは、正直0ですよ。あくまでも請求しろという命令を出してるだけの話なんで、この算定額の出し方で、そもそもその先にある、総社市長がそうじゃ地食べ公社の片岡理事長に請求する金額がこれなら分かるんですけど、今回のことに関してこの金額というのはちょっとまだ腹に落ちないというか、というのがあるんですけど、その辺ってどういう解釈。その辺の指導というのは、あくまでも弁護士から上がってきた話なのか、内規で、中で話した話なんかというのを聞かせてもらっているんですか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 御質問ありがとうございます。今回の訴状の中を見させていただきますと、対象金額として2億円何がしを請求しろということになりますので、その金額を基に、その基準に基づいて予算のほうを積算しているという状況でございます。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 今のお話ですと、例えば今回、例えばの話しますが、今回の訴訟で負けた。次の訴訟でもしなきゃならないって話になった場合は、もう同金額がかかるみたいな話になってくるんですか、結局。そういうふうな解釈でいいんですか。じゃないと、もともとの請求金額がずっと尾を引くんであれば、毎回毎回750万円が着手金でかかるみたいな話になってくると思うんですけど、その辺の解釈は認識として合ってますか。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 太田副委員長の御質問ですが、控訴したときとかのお話でよかったですかね、1回目は着手金払って、2回目がどうなるかという、違いますか。

（「例えば、次の裁判が750万円の着手金がかかるというのは、理屈としては落ちるんですよ。その請求金額が2億円だから。今回は、請求金額がないじゃないですか。請求しろなんで。そこで、次の裁判の2億円を使って算出してるとというのが腑に落ちない。分かりますかね」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長 しばらく休憩します。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時30分

○加藤保博委員長 休憩を閉じて会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません。これは、個人的な思いで、できれば附帯決議とかって考えたんですけど、そこまですることもないというか、時間が大切だということだったんで。ただ、質疑なんです、質疑の形でさせていただきますが。

やはりこの750万円の算定の仕方は分かりますが、先ほども申しましたように、市民の税金を使った予算編成でありますから、それが国、県から来るとしても、結局は県民税であったり、国から来るにしても結局は一緒なので。やはりこれを、大切なお金なんですよ、このお金も大切なお金なんですよという認識を持っていただいて、少しでも安く、費用負担が少なくて済むような形は考えていただきたいというふうに考えております。なので、そういった形の附帯決議をつけようと思ったんですけど、恐らく多分あまり時間的にも難しいから、それに組みこんでいただけるということとはしていただけるのでしょうかという質問でございます。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 溝手委員の御質問ですが、一応時間的なものもあり、専門性も必要、そういうところでいろいろ検討をさせていただいた上で、また見積り等ももらいまして、その部分についてはしっかりと認識した上で、税金での支出になりますので、そこを認識した上でできるだけそういう形。ただ、弁護の内容も重要でございますので、その部分を担保しながらやっていくとい

う形で考えさせていただけたらと思います。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をいたしました。なので、要は拙速が過ぎないようにしてくださいねという希望をお伝えさせていただいた次第でございました。御答弁、結構でございます。

○加藤保博委員長 他に質疑等ありませんか。

大月委員。

○大月真一委員 すみません、ちょっとお伺いしますけど、この議論に即しとる話かどうかはちょっとあれなんですけれども。

これ、行政側が勝訴した場合、裁判にかかった訴訟費用というのは、訴えた側の方に後で請求するというような、そういう措置を取ろうと考えられとんでしょうかしら。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 大月委員の御質問です。

ちょっと法的な内容になるんですが、一応住民訴訟というのは、市が750万円、今回、弁護士費用ですけど、住民側のほうに有利という言い方がどうかあれですけど、住民側が勝訴した場合は、市に弁護士費用も請求をできるような規定になっておりますが、市が勝訴した場合は、原告から取ることはありません。民事とはそのあたりが少し違うと思うんですが、ちょっとそういう法的な構成になってるかと思います。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 基本はそうらしいんですけど、場合によってはランサムウェアではありませんけれども、あちこちこんなような訴訟を起こされて、行政側も疲弊してしまうということを、あらかじめ、そうはさせんというような意思表示をするがためにも、一部では請求するというような措置を取られるところもあるようなんで。たまたまこういうことがあったというふうなこともかもしれませんけれども、ほかにも同様の形で訴えをすると、行政訴訟の場合はそういうふうなところが、訴えた側には請求はありませんよというふうなことになるたら、何回でもこんなことがあるというふうなことがあるので、そういうふうなことも考えられたらどうかと思います。

以上です。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 ありがとうございます。ちょっとその部分、しっかり勉強させていただきながら、そういう事例があれば、そういう事例も拾いながら勉強してきたいと思います。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 ないようであります。

では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時37分